

市税などの納め忘れはありませんか？

税目（税金の種類）	納期
固定資産税	1期～2期
軽自動車税	全期
国民健康保険税	1期～6期
市・県民税（普通徴収分）	1期～3期

現在、平成18年度の市税については、左の税目が納期限を経過しています。納期限後、一定期間が経過しても納付がない場合は督促状を発送していますが、その後も納付がない場合は延滞金が加算されることがあります。領収書などで、納め忘れがないかご確認ください。

また、催告書が送付された後も納付されない場合は、差押えなどの強制処分となることもありますので、納付したか確認できないとき、すぐに納付できないときなどは、市税務課収納対策室へご連絡ください。

市税の納付には、便利で確実な口座振替のご利用をおすすめします。口座振替で納付していただきますと、出かける手間が省け、納付のし忘れを心配する必要がありません。

口座振替による納付の場合は、各納期限（口座振替日）にご指定の口座から振替えさせていただきます。振替額は、納税通知書に記載されているとおりです。

振替対象の市税

- 固定資産税
- 個人市県民税（普通徴収分）
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

※介護保険料・上下水道使用料なども口座振替ができますので、各担当課にお問い合わせください。



口座振替のお申し込み方法

次の金融機関の窓口でお申し込みいただけます。

- 常陽銀行 ●茨城みなみ農協 ●みずほ銀行 ●三井住友銀行 ●関東つくば銀行 ●茨城県信用組合
- 茨城銀行 ●水戸信用金庫 ●東日本銀行 ●結城信用金庫 ●郵便局

■申込みに必要なもの

- ・預貯金通帳（または、口座番号の確認できるもの）
- ・通帳の届出印
- ・口座振替依頼書（金融機関窓口または市税務課収納対策室にあります。）

※口座振替をお申込み中でも、残高不足などにより口座引き落としできない場合があります。その場合は、納付書で納めていただくことになりますのでご注意ください。

◆問い合わせ先

市伊奈庁舎税務課収納対策室
☎ 58-2111（内線1140～1144）

税理士会土浦支部からのお知らせ

関東信越税理士会土浦支部では、次のとおり所得税・消費税の申告会場を開設します。（土・日・祝日除く）

開設期間	会場所在地	相談対象など
2月5日(月)～2月23日(金)	還付申告無料税務相談 つくば市桜庁舎2階第2会議室(つくば市金田179)	給与または年金所得者で、還付申告（中途退職・医療費控除・住宅借入金等特別控除など）をされる方 ●受付時間 午前9時15分～11時 午後1時～3時
2月13日(火)～3月5日(月)	還付申告無料税務相談 税理士会税務相談所(土浦市東真鍋町2-5)	
2月16日(金)～3月5日(月)	無料税務相談 土浦税務署3号館会議室(土浦市城北町4-15)	消費税の申告義務のある方 ●受付時間 午前9時15分～午後3時